



2025年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 触 媒
代 表 者 名 代 表 取 締 役 野 田 和 宏
(コード番号 4114 東証プライム市場)
問 合 せ 先 総 務 部 長 酒 井 寛 明
(TEL 06-6223-9111)

業績連動型株式報酬制度の一部改定および継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年より導入しております当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下同様とします。）および執行役員（国内非居住者を除く。以下、同様とし、取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結済みの信託契約を「本信託契約」といいます。）について、本制度を一部改定のうえ、継続することを決議し、取締役に対する本制度の改定に関する議案を2025年6月19日開催予定の第113期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定および継続について

当社は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を2022年より導入しております。

今般、2025年度から始まる中期経営計画の実現に向けて、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること、および取締役等の在任中に株式を交付し、退任または退職時までの譲渡制限を付すことで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、本制度を一部改定し、交付する当社株式に譲渡制限を付す「役員向け株式給付信託（RS交付型）」として継続することを取締役会において決議したうえで、本総会に付議することといたしました。従前の本制度の内容につきましては、2022年5月12日付「当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本制度の主な改定内容

本制度は、本総会において承認を得ることを条件として、従前の本制度から以下の点を改定します。詳細は、下記「3. 改定後の本制度に係る報酬等の額および内容等」をご参照ください。

(本制度の主な改定事項)

項目	改定前	改定後
名称	役員向け株式給付信託	役員向け株式給付信託 (RS 交付型)
当社が拠出する金員の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役分として 63 百万円に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額。対象期間である 3 事業年度における上限額は 189 百万円 ・執行役員分として 43 百万円に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額。対象期間である 3 事業年度における上限額は 129 百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役分として 77 百万円に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額。対象期間である 3 事業年度における上限額は 231 百万円 ・執行役員分として 46 百万円に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額。本対象期間である 3 事業年度における上限額は 138 百万円
取締役等に交付する当社株式 (付与ポイント数) の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役分として 9,600 ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数に相当する株式数。対象期間である 3 事業年度に付与するポイント数の上限は 28,800 ポイント (28,800 株相当) ・執行役員分として 6,600 ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数に相当する株式数とします。対象期間である 3 事業年度に付与するポイント数の上限は 19,800 ポイント (19,800 株相当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役分として 35,100 ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数に相当する株式数。対象期間である 3 事業年度に付与するポイント数の上限は 105,300 ポイント (105,300 株相当) ・執行役員分として 20,800 ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数に相当する株式数とします。対象期間である 3 事業年度に付与するポイント数の上限は 62,400 ポイント (62,400 株相当)
取締役等に交付する当社株式の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・役位に応じて定まる「固定ポイント」および中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて定まる「業績連動ポイント」を付与 ・業績指標は、中期経営計画で掲げる「営業利益」および「連結 ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)」とし、業績目標の達成度に応じて 0~150% で変動 	<ul style="list-style-type: none"> ・役位および中期経営計画に掲げる業績目標達成に向けた各事業年度の達成度に応じて定まるポイントを付与 (業績連動ポイントのみに変更) ・業績指標は、中期経営計画で掲げる「ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)」、「当期利益」および「ROIC (投下資本利益率)」とし、業績目標の達成度に応じて 30~100% で変動
取締役等に対する当社株式の交付時期	原則として、取締役等の退任または退職時	原則として、各事業年度の業績確定後、一定の場合を除き、譲渡制限契約を締結のうえ、付与されたポイントの数に応じた当社株式を交付 (譲渡制限の解除時期は取締役等の退任または退職時)

3. 改定後の本制度における報酬等の額および内容等

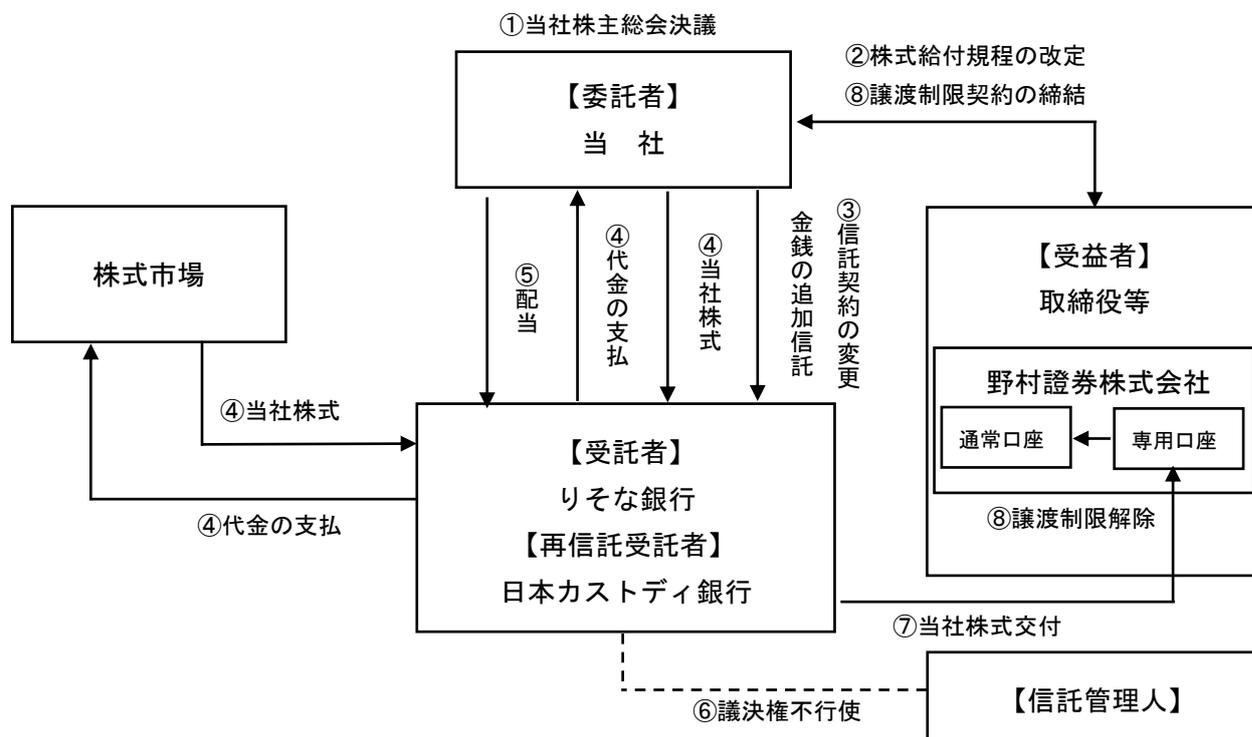
(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価に相当する金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて、取締役等に交付および給付（以下、「当社株式等の給付」といいます。）する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として各事業年度の業績確定後とし、取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、交付前に当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結のうえ、退任または退職時までの譲渡制限を付すこととします（詳細については下記（7）のとおりとします。）。

また、改定前の本制度において、取締役等に付与済みのポイントについては、本総会での承認を条件に、本総会后、当社が別途定める時期に付与済みのポイント数に相当する当社株式の交付を受けることとします。なお、取締役等に交付される当該当社株式についても、交付前に当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結のうえ、退任または退職時までの譲渡制限を付すこととします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会において、本制度の一部改定に関して承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度に基づき株式給付規程を改定します。
- ③ 当社は、既存の本信託契約を変更し、必要に応じて、本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）また

は株式市場から取得します。

- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて行使しないものとします。
- ⑦ 取締役等に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位および業績達成度に応じて、事業年度毎にポイントが付与され、各事業年度の業績確定後に株式給付規程に定める一定の受益者要件（下記⑧の譲渡制限契約の締結も含む。）を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を交付し、野村証券株式会社に開設した専用口座で管理します。
- ⑧ 交付される当社株式については、原則として、当社と取締役等との間で、交付日から取締役等の退任または退職日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。当社は、取締役等の退任または退職時に、交付した当社株式の譲渡制限を解除します（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償で取得します。）。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（委任型および雇车型）（注）

（注）国内非居住者を除く。

(3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する期間（以下、「対象期間」といいます。）とし、改定後の当初の対象期間は、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「本対象期間」といいます。）とします。

また、本対象期間の経過後に開始する対象期間は、中期経営計画に対応する3事業年度（取締役会で別途3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間とします。

(4) 信託期間

2022年8月16日から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）。なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

本総会で、本制度の改定をご承認いただくことを条件として、当社は、対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、取締役分として77百万円に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額（本対象期間（3事業年度）について231百万円）、執行役員分として46百万円に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額（本対象期間（3事業年度）について138百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします（注）。

また、本対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、取

締役分として 77 百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額、執行役員分として 46 百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（本対象期間を含む。）において取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する交付未了のものを除きます。）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。

なお、当社は、本対象期間中を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が上述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(6) 取締役等に交付する当社株式の算定方法および上限

取締役等には、対象期間の各事業年度において、株式給付規程に基づき、役位および中期経営計画に掲げる業績目標に対する各事業年度の達成度に応じて定まるポイントが付与されます。

対象期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の合計は、取締役分として 35,100 ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数（本対象期間（3 事業年度）については 105,300 ポイント）、執行役員分として 20,800 ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数（本対象期間（3 事業年度）については 62,400 ポイント）を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式交付に際し、1 ポイント当たり当社株式 1 株に換算されます（1 ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。そのため、各対象期間において本信託が取得し取締役等に交付する株式数の合計は、取締役分として 35,100 株に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた株数（本対象期間（3 事業年度）については 105,300 株）、執行役員分として 20,800 株に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた株数（本対象期間（3 事業年度）については 62,400 株）を上限とします。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1 ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

（ポイント算定式）

基準株式数（注 1）×在任月数（注 2）÷12 か月×業績連動係数（注 3）

（注 1）原則として、各事業年度の 3 月末日における取締役等の役位に応じたポイントとします。ただし、事業年度中に役位の変更があった場合にはそれぞれの役位における在任月数を按分してポイントを付与するものとします。

（注 2）在任期間に 1 か月に満たない日数が存する場合は、繰り上げて 1 か月とします。

(注3) 業績連動係数は、中期経営計画に基づき設定した業績目標達成に向けた各事業年度の達成度に応じて30～100%で変動します。業績目標の達成度を評価する業績指標は、対象となる中期経営計画毎に決定します。本対象期間における業績指標は、中期経営計画で掲げる「ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」、「当期利益」および「ROIC（投資資本利益率）」とします。

(7) 取締役等に対する当社株式等の給付

原則として、各事業年度の業績確定後、下記「4. 取締役等に交付される当社株式に係る譲渡制限契約」に記載の譲渡制限契約の締結を含めた株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、本制度に基づき付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。

ただし、各事業年度中に取締役等が退任または退職する場合や、各事業年度終了後、株式交付までに退任または退職を予定している場合等については、譲渡制限を付さず、受益者確定手続きを行うことにより、付与ポイント数に応じた当社株式を交付します。なお、この場合、70%に相当する数の当社株式を交付するとともに、30%に相当する数の当社株式については、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を本信託から給付します。また、対象期間中に取締役等が死亡した場合や、海外赴任等により国内非居住者となることが合理的に見込まれる場合等についても、譲渡制限を付さず、付与ポイント数に応じた当社株式の時価相当額の金銭を本信託から給付します。いずれの場合においても、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の信託金の上限額および上記(6)の取締役等に交付する株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(7)により取締役等に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役等と利害関係のない公益法人等に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出のつど、取締役会において定めます。

4. 取締役等に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、当社株式の交付に先立ち、当社と取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、株式交付時において、株式給付規程に定める一定要件を満たす場合においては、譲渡制限を付さずに当社株式を交付することがあります（詳細は、上記3.（7）をご参照ください。）。

（本譲渡制限契約の主な内容）

- ① 取締役等は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から取締役等が退任または退職し、役員または使用人その他の従業員のいずれの地位も有しなくなった（死亡による退任または退職を含む。以下同じ。）日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、第三者への譲渡、担保権の設定その他の一切の処分をしてはならないこと
- ② 譲渡制限期間中、取締役等が任期満了その他の正当な事由により、取締役等を退任または退職し、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（委任型）（国内非居住者を除く。）のいずれの地位をも退任（死亡による退任を含む。）ならびに執行役員（雇成型）は使用人のいずれの地位をも退職（死亡による退職を含む。）した場合には、当該退任または退職時点において取締役等が保有する当該株式について当該退任または退職の直後の時点に譲渡制限を解除すること
- ③ 一定の事由が生じた場合（取締役等が解任された場合または在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合等）には当社が当該株式を無償で取得すること
- ④ 譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会または取締役会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該承認の日の前営業日の直前時をもって、取締役等が保有する当該株式の譲渡制限を解除することがあること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】

①名称（改定後）	役員向け株式給付信託（RS 交付型）
②委託者	当社
③受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
④受益者	取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
⑤信託管理人	当社と利害関係を有しない第三者
⑥信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑦本信託契約の締結日	2022年8月16日
⑧信託の期間	2022年8月16日から本信託が終了するまで
⑨本信託契約の変更日	2025年7月（予定）

以上